

御嵩町内の放課後児童クラブ・保育園等に

児童が在籍する保護者の勤務先の皆さま

岐阜県非常事態宣言の発令に伴う臨時休園について

日頃から御嵩町の保育行政にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

岐阜県では、令和2年4月10日、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、「非常事態宣言」が発令されました。

御嵩町は、この「非常事態宣言」を受け、町内全域を対象に外出の自粛を要請するとともに、令和2年4月13日から放課後児童クラブを休所、令和2年4月14日から保育園を休園することとしています。

放課後児童クラブや保育園は、ご家族の状況により家に一人であることが難しい低年齢のお子様をお預かりする施設であり、お子様の居場所としての重要な役割のある施設であると考えておりますが、御嵩町は、新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康、安全安心な生活を守るために、放課後児童クラブ及び保育園を休所・休園とし、保護者に対して利用及び登園の自粛を強く要請しております。

事業者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する岐阜県・御嵩町の要請を踏まえ、非常事態宣言期間となる5月6日（水・祝）まで、放課後児童クラブ、保育園に在籍する児童の保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

令和2年4月10日

御嵩町長 渡邊公夫